

これらの計画の中でも位置づけているような、我が国の国際的地位にふさわしい国際貢献を今後とも推進することは重要な課題であり、アジア太平洋地域における先進国の一つである我が国のリーダーシップが求められている。

〔第2部〕平成十年度を中心とした障害者施策の取組

平成十年度に障害者のために講じた施策を「相互の理解と交流」「社会へ向けた自立の基盤づくり」「日々の暮らしの基盤づくり」「住みよい環境の基盤づくり」の四つの視点に立つてまとめられている。

〔第1章〕相互の理解と交流（施策を推進する上で前提となる「心の壁」の除去のための啓発広報等）

〔第1節〕障害のある人に対する理解を深めるための啓発広報等

1 啓発広報
「障害者の日」「人権週間」「障害者雇用促進月間」「障害者週間」等を設定し、各種の行事を実施するとともに、障害者の日を中心とするテレビ、新聞等マスメディアを活用した啓発広報等を行っている。平成十年度は、十二月三日、九日の障害者週間に「障害者スポーツ交流大会」を行い、障害のある人となじみ人が交流を深め、十二月九日の「障害者の日・記念の集い」には、「心の輪を広げる体験作文・ポスター」の内容総理大臣表彰、キター演奏による「ふれあいコンサート」等を行った。また、政府が実施している施策の進捗状況について広報することも重要であることから、各種計画の実施状況について公表している。

2 福祉に関する教育

都道府県における市民会館や福祉展の開催、児童を対象とした福祉教育等の実施のほか、平成六年度に創設した「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」において、啓発普及事業等の取組への支援を行った。学校教育においては、障害のある児童生徒等に対する理解と認識を深めるた

め、教員等を対象とした講習会の開催、指導資料の作成、配布等を行った。

3 地域住民等のボランティア活動

(1) 生涯学習振興の観点から人々のボランティア活動を推進するため、都道府県教育委員会や生涯学習推進センターを拠点に、生涯学習ボランティアセンターの開設、ボランティア団体やその活動の情報収集・提供と相談事業、「活動の場」の開設等、ボランティア活動の支援・推進を図った。また、平成十年度から新たに市町村域において、公民館等の地域の身近な施設を拠点としたボランティア活動のコーディネートシステムの在り方に関する研究開発を行っている。さらに、平成十一年度からはボランティア活動のより一層の支援・推進を図るため、電話・インターネット等による情報提供を行うこととしている。

(2) 学校におけるボランティア教育としては、ボランティア体験活動等様々な体験活動・学習機会を与えるための実践研究として、「ボランティア体験モデル推進事業」等を実施した。また、ボランティア教育の在り方について、小・中・高等学校の教員等で構成する研究協議会の開催等を行った。

(3) 地域におけるボランティア活動の振興のため、都道府県、市町村のボランティアセンターにおいて、情報誌の発行、入門講座の開催、相談、登録、あつせん等の事業、活動の推進するリーダーやコーディネーターの養成等の事業を実施する等、地域において活動したい人が、いづれでもどこでも、誰でも、気軽に(楽しく)参加できる仕組み作りを努めている他、ボランティアセンターの施設整備等への支援を行った。また、法人格の付与等を通じて、ボランティア活動をはじめとする市民活動を促進することを目指した特定非営利活動促進法(NPO法)が成立し、平成十一年十二月一日から施行された。

〔第2節〕我が国の国際的地位にふさわしい国際協力

我が国は、国際社会の一員として、障害のある人に対する各施策分野において、我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に努める必要がある。我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術、経験などを、政府開発援助(ODA)や民間援助団体(NGO)などを通じて開発途上国の障害者施策に役立たせることの意義は大きく、「政府開発援助大綱」においても、政府開発援助を効果的に実現するための方策として、「子供、障害者、高齢者等社会的弱者に十分配慮する。」ことを掲げている。

障害者施策の各分野においては、援助を行うに当たり、援助対象国の実態や要請内容を十分把握し、その国の文化を尊重しながら柔軟に対応することが大切であり、我が国は、援助対象国との密接な政策対話等を通じて様々な援助ニーズにきめ細かく対応するよう努めている。平成十年度においては、シリアに対する無償資金協力の他、車の根拠無償資金協力によるインドにおける障害者・貧窮老人支援センターの建設等百五件の障害者関連の援助をNGO、地方公共団体等を対象に実施した。また、障害者関連分野において、国際協力事業団(JICA)を通じての研修員受入れや青年海外協力隊員及び専門家の派遣等を行っている。その他、NGO事業補助金により、平成十年度には、九か国において十団体、十一事業の障害者関連事業に対し補助金を交付した。さらに、我が国は、援助対象国への直接的な援助の他、国連等国際機関を通じての協力も行っている。例えば、国連障害者基金、日本・ESCAP協力基金、オンコセルカ症(河川盲目症)基金、ユネスコへの拠出を通じ、これら機関の活動を支援している。

〔第2章〕社会へ向けた自立の基盤づくり(障害のある人が社会的に自立するために必要な教育・育成、雇用・就業等)

〔第1節〕障害の特性に応じた教育・育成施策

1 障害のある子供に関する教育施策
(1) 障害のある児童生徒等については、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤を培うため、障害の種類、程度等に応じた教育を行っており、教育課程の基準改善について、平成十一年七月の教育課程審議会答申に基づき、特殊教育に関する学習指導要領等を改訂した。また、教員の資質の向上を図ることを目的として、平成九年六月にいわゆる介護等体験特別法が成立し、小学校又は中学校教諭の教員免許状を取得するには盲・聾・養護学校及び社会福祉施設での介護等の体験が義務付けられた。

(2) 障害のある子供の後期中等教育の機会を確保するため、高等部の訪問教育について、平成十年度からは全都道府県で試行的実施を行う体制が整った。

(3) 大学入試センターにおいては、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレリーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長などの特別な措置を講じた。また、放送大学では、障害のある人も容易に視聴できるように平成九年度から衛星放送を利用した全国放送を開始した。

(4) 学校教育終了後及び学校外における学習機会を提供するため、公民館、図書館等の社会教育施設にスロープ、エレベーター等の整備を行うとともに、点字図書、拡大読書機、字幕入りビデオ等の整備や、社会教育施設における学級・講座等において、障害のある人の問題に関する学習機会を提供し、理解の促進を図った。

2 障害のある児童に対する育成施策
(1) 障害のある児童に対する児童福祉施設での指導訓練のほか、障害児通園(デイサービス)事業、短期入所(ショートステイ)事業、訪問介護(ホームヘルプサービス)事業を充実し、障害のある児童の療育について児童相談所、保健所等における相談・指導を実施した。

(2) 障害の重症化、重複化に対応するため、心身障害児総合通園センターの整備や重症心身障害児(者)通園事業等を実施した。

(3) 平成十年度から従来の心身障害児研究等を統合し「障害児福祉総合研究」として幅広い分野について研究が行われている。

〔第2節〕 障害のある人の職業的自立を  
図るための雇用・就業施策

1 身体障害者及び知的障害者の雇用状況

我が国においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、身体障害者を雇用しなければならないこととされている。また、雇用されている知的障害者については、実雇用率を算定するに当たり、身体障害者と同様にカウントすることとされている。

さらに、平成十年七月一日から「一定の割合以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならぬ」と定められた雇用率（平成十年七月一日以降適用）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき定められた雇用率（平成十年七月一日以降適用）

○民間企業

- 一般の民間企業 一・八％（一・六％）
- 特殊法人 二・一％（一・九％）

○国、地方公共団体

- 二・一％（一・九％）注1
- 二・〇％注2

注1：現業的機関 注2：非現業的機関

(1)

民間企業のうち、身体障害者雇用率一・六％が適用される一般の民間企業（常用労働者数六十人以上の規模の企業）における雇用者数平成十年六月一日現在 二二十五万一千四百四十三人（前年二十五万三千人）、実雇用率一・四八％（前年一・〇一ポイント上昇）となっている。また、一・九％の雇用率が適用される国、事業団等の特殊法人（常用労働者五十三人以上規模の法人）については、実雇用率は前年と比べ〇・〇三ポイント上昇し、一・九九％となった。

(2) 国、地方公共団体のうち、雇用率二・〇％が適用される非現業的機関（各府庁、都道府県、市町村の行政機関等）の雇用者数は四万二千五百四十七人（前年四万二千三百七十七人）、実雇用率二・〇六％（前年二・〇二％）であり、一・九％の雇用率が適用される現業的機関（郵政省、

大蔵省造幣局及び印刷局、林野庁、地方公営企業等）の雇用者数は六千六百六十八人（前年六千四百四十四人）、実雇用率二・三〇％（前年二・二五％）となっている。

2 障害のある人の雇用促進に関する施策

(1) 法定雇用率未達成の企業等に対する雇用率達成指導、適正実施の勧告を行い、改善のみならなかった企業に対しては企業名の公表を前提として特別指導を実施した。

(2) 障害者雇用納付金制度により、雇用率未達成事業主の納付金を財源に、雇用率達成事業主等に調整金及び報奨金を支給した。

(3) 障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用継続助成金の支給や融資、税制等による事業主

の援護措置を行った。

(4) 障害のある人に対し、職場適応訓練等の就職援護措置を講じた。

(5) その他、障害の種類に応じたきめこまかな支援施策を講じている。

(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正が行われ、平成十年七月より知的障害者が障害者の雇用率の算定基礎に加えられた。

(7) 平成十年度から十四年度までを選管期間とする障害者雇用対策基本方針が策定された。

(8) 情報通信機器等を活用した就労支援施策として、「サテライトオフィスの活用による障害者雇用促進策に関する研究」を行い、テレワークの実験等を行うとともに、障害のある人等の就業機会の拡大、社会参加の促進を図るため、情

報バリアフリー・テレワークセンター施設」を整備する地方公共団体等に対して必要な経費の一部を補助している。

3 障害の重度化に対応した施策

(1) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、雇用率算定に当たって、一人を二人と算定する等の特例措置を講じているほか、第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成事業など雇用促進を図るための対策を講じた。

(2) 一般の就業が困難な者に関する授産施設等の整備を行った。

4 職業リハビリテーション施策

(1) 公共職業安定所におけるきめ細かな職業相

障害者数

(単位:万人)

	総数	在宅者	施設入所者数
身体障害児・者	317.7	301.5	16.2
身体障害児(18歳未満)資料1	9.0	8.2	0.8
身体障害者(18歳以上)資料2	308.7	293.3	15.4
知的障害児・者資料3	41.3	29.7	11.6
知的障害児(18歳未満)	9.6	8.6	1.1
知的障害者(18歳以上)	30.1	19.5	10.5
年齢不詳	1.6	1.6	0
精神障害者資料4	約217	—	—

(注) 1 身体障害児・者の施設入所者とは、育児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生援護施設、その他の施設に入所している身体障害児・者である。

2 知的障害児・者の施設入所者とは、知的障害施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、国立療養所(重症心身障害児病棟)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の各施設に入所している知的障害児・者である。

資料1 在宅者:厚生省「身体障害児実態調査」(平成8年)  
施設入居者:厚生省「社会福祉施設等調査」(平成8年)等

2 在宅者:厚生省「身体障害者実態調査」(平成8年)  
施設入居者:厚生省「社会福祉施設等調査」(平成8年)等

3 在宅者:厚生省「精神薄弱児(者)基礎調査」(平成7年)  
施設入居者:厚生省「社会福祉施設等調査」(平成7年)等

4 厚生省「患者調査」(知的障害児・者を除く)(平成8年)

映、職業紹介や障害者職業センター等における職業リハビリテーション技術の開発及び普及、職業リハビリテーションサービス提供等を行った。また、公共職業能力開発施設において、障害のある人を受け入れやすくするために校舎の入口のスロープや手すり、トイレ等の整備を行った。

(2) 職業リハビリテーションに携わる専門職員の養成・確保に努めている。

(第3節) 障害のある人の生活を豊かにするためのスポーツ、レクリエーション及び文化活動の振興

1 スポーツの振興  
 (1) 全国的な身体障害者のスポーツ大会である全国身体障害者スポーツ大会、全国ろうあ者体育大会、高い競技性を持つジャパンパラリンピック競技大会、全国車いす駅伝競走大会等、数多くのスポーツ大会や教室が開催されている。知的障害者についても、全国的障害者スポーツ大会(ゆわあいピック)が開催されている他、ジャパンパラリンピック競技大会の一部参加者ようになった。

(2) 障害者のスポーツ振興のため、障害者の特性に応じて適切な指導ができる障害者スポーツ指導者の養成への支援、グラウンド・ゴルフやインディアアカ等のニュースポーツ普及などを行うスポーツ団体の育成支援や障害者スポーツ支援基金、スポーツ振興基金においてスポーツ団体のスポーツ事業に対する支援を行っている。

2 長野パラリンピック冬季競技大会における活  
 冬季障害者スポーツ大会の祭典である「長野パラリンピック冬季競技大会」が、平成十年三月五日から三月十四日の十日間にわたり、長野県長野市を中心に開催された。大会では、五競技三十四種目で熱戦が繰り広げられ、大会史上初めて知的障害者の正式種目としてクロスカントリ

スキーが実施された。日本選手は目覚ましい活躍を見せ、金メダル十二個、銀メダル十六個、銅メダル十三個の合計四十一個のメダルを獲得した。

3 レクリエーション及び文化活動の振興

障害のある人にとつてのレクリエーションや文化活動は、全国各地で様々な活動が行われており、障害のある人によるコンサートや、聴覚障害、視覚障害のある人でも楽しめる演劇等も盛んに行われるようになってきている。また、国民文化祭や全国高等学校総合文化祭においても、障害のある人々・生徒も共に参加している。

(第4節) 障害者に係る欠格条項の見直し

資格・免許制度等において、障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限したり、障害のある人に特定の業務への従事やサービスの利用などを制限・禁止する法令の規定(欠格条項)について、見直しを促進するための方針が平成十一年八月に障害者施策推進本部において決定された。

(第3章) 日々の暮らしの基盤づくり

(障害のある人が日常生活の質を確保するために必要な保健・医療・福祉等)

(第1節) 障害の予防・早期発見・早期治療等のための保健・医療施策

1 障害の予防・早期発見及び研究

障害の原因、予防・早期発見・治療及び療育に関する研究を実施するとともに、妊産婦に対する健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査等を実施した。また、周産期医療の確保のため、新生児集中治療管理室、周産期集中治療管理室の整備や、国立大学附属病院の周産母子センターの設置等の総合的な機関として国立成育医療センター(仮称)の整備を進めている。さらに、学校及び職場における安全教育や安全対策、地域にお

特殊教育の状況

盲・聾・養護学校数の推移(国・公・私立計)

(各年度5月1日現在)

年度	区分	計	盲学校	聾学校	養護学校
		校	校	校	校
昭和60年度		912(103)	72(2)	107(6)	733(95)
61		918(96)	70(1)	107(6)	741(89)
62		924(93)	70(1)	107(6)	747(86)
63		931(92)	70(1)	107(7)	754(84)
平成元年度		938(93)	70(1)	108(7)	760(85)
2		947(95)	70(1)	108(8)	769(86)
3		960(96)	70(1)	107(7)	783(88)
4		963(93)	70(1)	107(7)	786(85)
5		964(91)	70(1)	107(7)	787(83)
6		968(88)	70(1)	107(8)	791(79)
7		967(86)	70(1)	107(8)	790(77)
8		975(82)	71(1)	107(8)	797(73)
9		978(79)	71(1)	107(8)	800(70)
10		983(81)	71(1)	107(8)	805(72)

(注) ( )内は分校数であり、内数である。

資料：文部省「学校基本調査」

盲・聾・養護学校在学者数の推移(国・公・私立計)

(各年度5月1日現在)

年度	区分	計	盲学校	聾学校	養護学校
		人	人	人	人
昭和60年度		95,401	6,780	9,404	79,217
61		95,857	6,551	9,088	80,218
62		96,028	6,432	8,851	80,745
63		95,825	6,257	8,538	81,030
平成元年度		95,008	6,006	8,319	80,683
2		93,497	5,599	8,169	79,729
3		91,534	5,228	8,149	78,157
4		89,584	4,919	7,997	76,668
5		88,041	4,773	7,842	75,426
6		87,219	4,696	7,557	74,966
7		86,834	4,611	7,257	74,966
8		86,293	4,442	6,999	74,852
9		86,444	4,323	6,841	75,280
10		87,445	4,199	6,826	76,420

資料：文部省「学校基本調査」